

別記様式 1

特定間伐等促進計画

北海道石狩郡当別町

令和 4 年 1 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間905.51ha（年平均90.55ha）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本町の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐・造林に関する事項
 - (2) その他間伐及び造林に関する事項
 - (3) 作業路網に関する事項
 - (4) その他施設に関する事項
 - (5) 事業実施箇所
- } 別紙のとおり

4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林
 - (2) その他間伐及び造林
 - (3) 作業路網
 - (4) その他施設
- } 別紙のとおり

5 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

6 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

7 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

8 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業者の育成確保に関する事。
- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。